

## 調査手数料

(注:料金は、実費を除きすべて税抜き価格)

### 有機農産物の生産行程管理者、有機飼料(サイレージを含む)の生産行程管理者

#### (1) ほ場で生産する事業者

	区分	金額	
1	事務手数料(注 1)	10,000 円/1 件	
2	構成員数による加算	個人申請の場合該当なし 複数の農家で構成されている場合、2 人目から 10,000 円/構成員	
3	ほ場数による加算	1 圃場あたり 1,000 円	
4	面積による加算	下記表のとおり。	
5	実地 検査 費用	検査料	基本検査料 (4 時間) 30,000 円 検査は 4 時間を超えた場合の追加料金について注 2 を参照 検査員が複数の場合は、人数×上記の金額
		旅費	原則として、旅費実費を請求する 移動時間が長時間の場合の割り増しについて注 3 を参照。
6	判定料	5,000 円/1 件	
7	情報管理料	10,000 円/1 件 但し、証票の発行を当会に発注する場合、加算しないものとする。	

#### (4. 面積による加算)

面積	金額	面積	金額
～1Ha	25,000 円	～10Ha	78,000 円
～2Ha	38,000 円	～15Ha	85,000 円
～3Ha	43,000 円	～20Ha	95,000 円
～4Ha	48,000 円	～30Ha	110,000 円
～5Ha	53,000 円	～40Ha	120,000 円
～6Ha	58,000 円	～50Ha	130,000 円
～7Ha	63,000 円	～60Ha	140,000 円
～8Ha	68,000 円	以降、10Ha につき 5,000 円加算	
～9Ha	73,000 円		

(補足) 有機農産物の生産行程管理者、有機飼料の生産行程管理者の同時申請の際は、ほ場数、ほ場面積等を合算し、1 件分の料金で請求する。

(注)

注 1:事務手数料は、電子メールを活用した申請の場合、1,000 円を減額する。

注 2:検査は 4 時間を超えると 4,000 円/時とし、30 分単位で計算する。

2 日以上実地検査がかかった場合、2 日目以降日当 20,000 円を追加

注 3: 検査時の移動時間が、一日の往復が 6 時間を超えた場合、越えた時間につき 1200 円/時を加算する。

検査時の移動のみに要した日があり、その移動に片道 5 時間以上を必要とした場合、移動日  
日当 10,000 円/日を加算する。この場合、上記の往復 6 時間以上の規定は当日の移動時間  
について適用する。

(2) 栽培場(きのこ・スプラウト)で生産する事業者

	区分	金額
1	事務手数料(注 1)	10,000 円/1 件
2	構成員数による加算	個人申請の場合該当なし グループの場合、2 人目から 10,000 円/構成員
3	栽培場数による加算	1 圃場あたり 1,000 円
4	面積による加算	下記表のとおり。
5	実地 検査 費用	検査料 基本検査料 (4 時間) 30,000 円 検査は 4 時間を超えた場合の追加料金について注 2 を参照 検査員が複数の場合は、人数×上記の金額
		旅費 原則として旅費実費を請求する 移動時間が長時間の場合の割り増しについて注 3 を参照。
6	判定料	5,000 円/1 件
7	情報管理料	10,000 円/1 件 但し、証票の発行を当会に発注する場合、加算しないものとする。

(4. 面積による加算)

面積	金額
～500 m <sup>2</sup>	35,000 円
～1,000 m <sup>2</sup>	38,000 円
～2,000 m <sup>2</sup>	43,000 円
～3,000 m <sup>2</sup>	48,000 円
～4,000 m <sup>2</sup>	53,000 円
～5,000 m <sup>2</sup>	58,000 円
以降、1,000 m <sup>2</sup> につき、5,000 円加算	

(注) 上記面積には、発生する施設だけでなく、原木栽培の場合は、伏せ込み以降で使用する施設、菌床栽培の場合は、一次培養以降で使用する施設の面積とする。(玉切り、植菌のための施設は除く)

堆肥栽培の場合は、堆肥を別途製造する場合は、堆肥製造舎を含む

注 1～3 については(1)の記載を参照。

[共通項目費用]

A 認証書再交付料 5,000 円

B 英文認証書作成手数料 5,000 円

C 検査料の追加・補足:

宿泊(前後泊含む)については実費を請求する

公共交通機関は実費、自家車両は 30 円/kg+ETC 等(高速道路実費)とする。

海外検査は検査料金に海外手当 20,000 円/日を加算する

D 同一法人で同一製品の取り扱いを複数の事業所で申請する場合、事務手数料を 3 事業所まで無料とする。(例:同一会社で TB 包装を A 工場と B 工場で行う場合など)

認証手数料の徴収方法

1. 請求の時期

上記で定めた手数料は、検査が終了しないと確定しない実費部分があるので、請求は判定員の判定結果がでた段階で、一括請求するものとする。

判定結果が出た時点で、当会は速やかに請求書を作成し、送付する。

2. 支払い期日及び支払い方法

支払い基準は、原則として、請求書到着日の月末締め切り翌月末日までに当会の指定口座へ現金振込みにて入金するよう認証事業者に要請する。

認証事業者の通常の支払い基準が、上記の支払いサイトよりも長い場合は、認証事業者の申し出によりその支払い基準を認める。但し、この場合、現金振込み以外の方法(例:手形など)は認めない。

以 上